

平成 26 年度第 8 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 11 月 17 日（月） 午後 7 時 00 分～9 時 15 分

開催場所

東久留米市役所 703 会議室

出席者の氏名

(1) 委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員  
水沼絵里子委員 新倉南委員 長谷川早苗委員 斎藤利之委員  
柘植宏実委員

(2) 事務局 子ども家庭部部長  
保育課長  
健康課長  
子育て支援課長  
子ども家庭部主幹

欠席者の氏名 白石京子委員 谷津洋子委員 井尻郁夫委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 確保方策（案）について
- 3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（取りまとめ）
- 4 保育料について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。夜遅く、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。定刻になりましたので、これから平成 26 年度第 8 回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。委員の中で〇〇委員が少し遅れるそうですので、定数は満たしておりますので、議事を進行させていただきたいと思います。はじめに事務局より議題についてのご確認をお願いいたします。よろしく申し上げます。

・事務局

皆さん、こんばんは。私から本会議での議題内容等につきましてご説明をさせていただきます。なお、本会議の議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご了承願います。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず2「確保方策（案）について」、3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（取りまとめ）」、4「保育料について」、そして5「その他」でございませう。

・会長

ありがとうございました。今の議題の説明について何かご意見ございませうか。よろしいですか。それでは、本会議に入る前に傍聴の希望者がいるかどうか、事務局のほうからお願いしたいのですが、いらっしやいませうか。

・事務局

はい、いらっしやいませう。

・会長

では、入場をお願いいたします。

<傍聴人入場>

・会長

傍聴者が入場されたようですので、まず配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

・事務局

では、配付資料についてご確認させていただきます。まず、事前配付資料からご確認させていただきます。事前配付の資料は4点となります。1つ目が資料78「時間外保育事業等の確保方策（案）について」でございませう。2つ目が資料79「東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）平成26年11月」でございませう。3つ目が資料80「保育料月額基準表」でございませう。4つ目が資料81「障害児保育の現状について」でございませう。続きまして、当日配付資料についてご確認です。当日配付させていただきました資料は2点となります。1つ目が資料82「放課後児童健全育成事業の確保方策（案）について」。2つ目が資料83「利用者負担（保育料）の検討事項等について」でございませう。資料の確認は以上です。

・会長

資料について不足等ございませうか。よろしいですか。

・事務局

あと、本日、〇〇委員から資料提供いただきまして、カラー刷りの、「時間外保育事業等の確保の方策（案）について」と「幼稚園の『預かり保育』の新制度における取扱い」、そちらの2点の資料をいただいております。

## 2 確保方策（案）について

・会長

それでは、次第2の「確保方策（案）について」、事務局から内容の説明をお願いします。

・事務局

それでは、私から資料78、それから82、この2点を用いて「確保方策（案）について」を説明させていただきます。

まず、資料78「時間外保育事業等の確保方策（案）について」でございます。こちらのほうは、この会議において確保方策でまだご審議いただいていない部分の事業の残りの事業全てでございます。まず1点目「時間外保育事業（延長保育事業）」でございます。基本的に、この資料78のレイアウトは素案のレイアウトに沿っております。

「事業の内容」と「平成25年度実績」、こちらについては素案と同様の内容となっております。1ページの下段になりまして「今後の方向性」のところですが、「時間外保育事業については、計画期間中の量の見込みに対し、提供体制は確保できていると考えています。今後も継続して実施していきます。」とあります。一番下の所に表がございます。「①量の見込み」は既にご審議いただいた量の見込みが記載されております。

「②確保方策」でございますが、こちらにつきましては平成27年度以降の時間外保育事業、保育所で実施されている延長保育の事業の内容でございますが、こちらを確保の内容として、現在、例えば平成25年度の実績が「945」でございますので、平成26年度につきましては、さらに保育所1ヶ所でこの延長保育事業をやっておるところから、平成27年度以降も、基本的には前回の会議でお示しさせていただきました特定教育・保育施設、こちらの各年度の動きと連動する中で、この時間外保育事業についても確保できると見込まれることから、この平成27年度から平成31年度までの数字を載せさせていただきます。

2ページです。「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」です。こちらの事業の内容につきましては素案とほぼ同様ですが、「事業の内容」の後段、「ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。」というところを追加させていただきました。また、平成25年度の実績のところ「両方会員」が3行目にあるかと思いますが、こちらのところの行と、「計」、ファミリー会員とサポート会員と両方会員の3つの合計ですが、こちらを表記させていただきました。また、「活動件数」としまして、今まで「3,644人日」という表記でございましたが、その内訳としまして「0～5歳」と「6歳～11歳」と分けて記載をさせていただきます。「今後の方向性」ですが、「ファミリー・サポート・センター事業のさらなる周知とセンター機能の強化に努め、サ

ポート会員1人あたりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数の増加を図り、量の見込みに対応する供給量の確保をしていきます。」とさせていただいております。その下に「量の見込み」から「確保方策」の表を平成27年度から平成31年度で表記させていただいております。平成31年度のところで、量の見込みを確保方策が上回るような計画となっております。

このファミリー・サポート・センターにつきましては、2ページの下に枠で囲ってありますが、算出過程も表記させていただきました。具体的にはAの行をご覧くださいののですが、Aの行に「1人あたりの年間活動件数(平均)」とございます。こちらは平成25年度の実績値としましては17回でございます。こちらを年3回ずつ増やしていきたいと考えているところです。次に、その下のBの行「サポート会員+両方会員」ですが、こちらの平成25年度の実績値が212人でして、こちらを平成27年度から平成31年度にかけて人数を増やしていきたい。27年度につきましては30人、28年度から29年度については50人、平成30年度については60人、平成31年度については68人増やしていきたいということで、こちらに表記をさせていただいております。そして、Cの行ですが、こちらは先ほどのAとBの行を掛け算いたしまして出た数字が平成27年度から31年度まで記載されております。これがファミリー・サポート・センター事業全体の数でございます。その下にDとEの行がございますが、こちらは、この全体のCの行の人数、こちらを平成25年度の実績から導きまして、全体のおよそ3分の1が就学児童、およそ3分の2が就学前児童となっている実績がございましたので、今回もこのDとEで、Cの合計を3分の1と3分の2に分けさせていただいたものでございます。なお、Dの行の「内就学児童」の例えば平成27年度ですと「1,653人日」とございますが、これが1つ上の表の「②確保方策」の平成27年度の「1,653人日」と同じ数字になります。平成28年度以降も同様に、このDの行の数字が上の表の「②確保方策」に移っております。なお、先にご説明させていただきますが、Eの行の「内就学前児童」の例えば平成27年度で申しますと「3,307人日」がございましたが、こちらが次のページ、3ページの一番下の「②一時預かり事業(①以外)」という表の「②確保方策」の「ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童)」の各年度の数字と同じものとなっております。ファミリー・サポート・センター事業につきましては以上でございます。

3ページに移ります。「一時預かり事業」でございます。事業の内容としましては「幼稚園や保育所等で急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、子供を預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間以降の預かりも一時預かり事業となります。」とあります。平成25年度の実績ということで、「預かり保育、一時預かりとして65,820人日」。これは素案と同様の内容となっております。「今後の方向性」でございますが、「幼稚園や認定こども園における一時預かり事業では、今後も施設と連携し、量の見込みに対応する提供体制の確保をしていきます。在園児対象型を除く一時預かり事業についても、施設に積極的に働きかけを行い、量の見込みに対応する供給量の確保を目指します。ファミリー・サポート・センター事業の今後の方向性については子育て援助活動支援事業に記載しているとおりです。」とさせていただいております。

①の「一時預かり事業（幼稚園や認定こども園における在園児対象とした一時預かり（預かり保育）」ですが、こちらの「①量の見込み」の1号認定と2号認定につきましては、以前こちらの会議でご審議いただいた内容と同様となっております。「②確保方策」ですが、こちらは主に幼稚園・認定こども園を対象とした事業ということで、平成26年10月に市内の幼稚園・認定こども園に意向調査をさせていただいて、その結果を基に各年度の確保方策の数字を充てさせていただいたものでございます。「②-①」の行ですが、平成27年度につきましては「△2,630」という数字がございますので需要のほうが確保方策を上回っている状況ですが、平成28年度以降はプラスということで確保方策のほうが需要を上回っているような計画となっております。内容としましては、先ほどの市内の幼稚園・認定こども園にご協力いただいた意向調査をさせていただいた結果ということになります。

また、②の一時預かり事業（①以外）の表でございます。「①量の見込み」につきましては以前ご審議いただいた内容のものでございます。「②確保方策」の「一時預かり事業（在園児対象型を除く）」のところですが、こちらは現在保育所等で行われている一時預かり事業の数値を先ほど時間外保育事業と同様に特定教育・保育施設、こちらの計画と連動する形で算出した確保方策の数字を表記させていただいております。また、「ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）」につきましては、先ほどの説明のとおりで、1枚前の2ページのEの行の数字がこちらに転記されているものでございます。最後の「②-①」ですが、平成31年度にマイナスの表記が取れて確保の見込みが立つという計画となっております。資料78の説明は以上でございます。

続きまして、資料82「放課後児童健全育成事業の確保方策（案）について」は、事務局から説明をさせていただきます。

#### ・事務局

それでは、「放課後児童健全育成事業の確保方策（案）について」であります。事業内容、平成25年度実績については、これまでどおりでございます。「今後の方向性」であります、「平成27年度以降は、事業の対象者が小学校6年生まで拡大されることとなりました。このことを前提に実施したニーズ調査により量の見込みが設定されています。13の小学校地区のうち、7地区において、利用希望者が現在の定員を超える見込みです。」、これは既に8月の資料65のところでお示しをさせていただいた部分でございます。「これらの施設においては、学校施設（放課後に学童保育所として活用できる余裕教室など）の借用等により量の見込みに対応する確保を目指していきます。その他の6地区では現行の事業実施により、量の見込みに対応できる予定です。なお、いずれの地区においても、利用状況を踏まえ、保育の質を確保しながら、定員の拡大や弾力化なども検討していきます。」ということでございます。

そして、「第一小地区」から裏面の「下里小地区」まで13学校がありますけれども、まず定員に余裕があるというか、資料65の中でも平成31年度まで定員超過にならないという部分につきましては、例えば第一小学校につきましては現行の88で引き続き100以内で行きますので、確保方策につきましては定員の100をそのまま計上しております。第二小学校、第三小学校も同様でございます。第五小学校につきましては、

当面平成 27 年度におきましてはまだきちとした方策がございませんので、上に書いてありますように方向性としましては、小学校の余裕教室などを借用することについて教育委員会などと協議をしながら行なっていくつもりですが、平成 27 年度においては難しい部分がございますので、例えば第五小学校におきまして 27・28 年度は現状のまま、平成 29 年度において例えば余裕教室を 1 教室お借りできる場合はだいたい 30 人までは定員拡大ができますので、第五小学校につきましては 29 年度から確保方策のところとしては 30 人プラスという形となっております。第六小学校につきましても 29 年度から、第七小学校につきましては現行 110 の定員でございまして、27 年度は定員オーバーという形で若干そのあとはプラス 2 とプラス 1 という余裕がある形で、30 年度につきましてはマイナス 1 となっておりますが、31 年度においては一応量の見込みが 108 ということでございますので、とりあえず現行の 110 名の定員という形で設定させていただきます。

裏面に行きまして、第九小学校であります。第九小学校においては今年度も待機児が出たということがございまして、来年の部分につきましてはまだ対応が難しい部分があるかもしれませんが、28 年度においてはぜひとも余裕教室を確保していきたいということで、一応 28 年度から 1 教室を確保していく形で計上させていただいております。第十小学校においては、そのままの定員でございます。小山小学校につきましては、29 年度から 1 つ余裕教室なりを活用させていただきたいということで計上させていただいております。神宝小学校についても 29 年度から、南町小学校についても 29 年度。本村小学校、下里小学校については定員に余裕がございますので、現在の本村小であれば 60 名、下里小であれば 45 名ということで定員設定をさせていただき、31 年度においては全ての小学校において確保方策ができるという形で見込んだ形で計画をさせていただくことで、今回このような数字でお示しをさせていただいた状況でございます。

・会長

それでは確保方策について今、お二方、事務局の方からご説明がございましたけれど、ご質問ございますか。

・委員

確保方策の時間外保育事業、一時預かり事業、幼稚園や保育所等で急な用事等で預けるお子さんの部分について幾つか別途資料を提出しました。この事業の内容ですが、「なお、幼稚園での教育標準時間『前後』になりますので、幼稚園の教育時間は 4 時間になりますから、ほとんどの幼稚園で 8 時から預かっていると保育時間前に預かっていることになり、この記述は国のほうは預かり保育について今まで補助を出したことがありませんので、全然わからないのかなということになって、この文章は、東久留米の私立幼稚園はみんな幼稚園での預かり保育は教育標準時間前後に行なっていますので、ここを変えていただけたらと思います。今、この子ども・子育て会議で私どもがいろいろ意見をさせていただいているのは、子ども・子育て新制度に関することであるのは間違いがないでしょうか。子ども・子育て新制度にまつることだと

思うのですが。

・事務局

そうですね、今議題となっておりますのは、この事業計画の部分でございます。

・委員

子ども・子育て新制度の事業計画ですよね。ほかの制度が入るわけではないですよ。というのは、この別紙の資料を付けました。これはどなたも取れる資料ですが、結局、幼稚園の預かり保育というのは一番下のところにある『施設型給付』を受けない幼稚園」、ということは新制度に入らない幼稚園ということになりますので、「原則として引き続き私学助成による補助」で「私学助成による預かり保育補助」でやっていくという。それが、この記述ですと非常にごちゃごちゃになっている感じがします。言葉のほうも「預かり保育」というのは基本私立幼稚園で「追加記述」のところですが、「私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4時間）以上子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供しており、東京都推進事業である。」ということになります。先ほどから言っているように、国はこの預かり保育に補助金を出したこともありませんし、東久留米市についても同じような形でいただいたことはありませんので、新制度と全く別のものという扱いになることが、やはりパブリックコメントのご予定まで市報に出ているので、私たちが承認というか、私たちの意見は通ったということでパブリックコメントを出しますという市報が出ているぐらいなので、ぜひとも誤解のないように。この1年間の確保の方策の人数を分けてくださいということはいまありませんけれども、この数字の中に私立幼稚園の新制度に関係ない預かり保育で保育所に入れられない方とかいろいろな方を預かっているという、これが制度外のものであるということをごきちんとして記述していただく必要があると思います。

新制度の中での一時預かり事業というのは、「幼稚園型一時預かり事業」が正式名称で、子ども・子育て新制度における地域子ども・子育て事業として位置づけられていて、新制度が始まることで初めて創設される。ここで初めて創設された、この一時預かり事業については東久留米市も、それから国のほうでも補助の対象ということになります。市町村が地域の実情に応じて、幼稚園に対して委託する形をとるとともに、事業開始時には都知事に届け出るということになるということになっている。この記述を追加しないと、国のひな型どおりにただ作るだけでは、この東久留米の子ども・子育て会議をやる意味がないと思います。

東久留米の場合は1園、幼稚園型になって認定こども園を続ける。あとの私立幼稚園等はみんな新制度に行かない。清瀬の場合は全ての認定こども園が認定を返上して、全ての幼稚園・認定こども園が新制度に行かない。各区市町村によって事情が非常に違います。この時間外保育事業、一時預かり事業も、この1年間の64,766名が全部新制度で確保されているわけではないということが、せめて欄外の記述でわかるようにしていただきたいと思います。

私は東久留米の幼稚園連合会の会長として出ているわけではなく、今日が出る前に会長にお電話をしたら、私立幼稚園はみんな少子化で園児が減少していく中でお

母さんたちの子育て支援のニーズに合わせて、ほとんどの幼稚園が10時間、当園みたいなところは11時間開所していて、その事業については東京都だけが補助をしてもらっているような状況、相当無理をしてやっている事業であるということもせめて訴えてきてくれよ、と。市から私立幼稚園のお子さんには、私立幼稚園連合会を通して1年間に1人914円の補助をちょうだいしていますが、この補助の額がほかの私立保育園とかのいろいろながありますけれども、それに比べたら非常に少ない額で、それで希望すれば8時から6時まで預かることができるような状況になっているのが、私立幼稚園がやっている預かり保育ということになります。

次のページを見ていただくとわかると思いますが、一時預かり事業（幼稚園型）が創設されますが、この補助単価を見るとなかなか厳しいものがありまして、私立幼稚園が新制度の一時預かり事業に移っていくかどうかはね、これ以外のことが何も決まっていますので、ちょっと移りようがないというのが現状だと思います。ご存じのとおり消費税は先送りされるようなので、平成29年には質改善のいろいろな公定価格になるはずだったのが、ひょっとしたら31年になってしまう。ということで、とにかく市民の方からパブリックコメントをいただくのであれば、ここが誤解のない記述にぜひともしていただきたいというのが私どもの気持ちですが、いかがでしょうか。

・事務局

今の〇〇委員の資料に基づく追加記述のところでございますが、基本的にはこの「追加記述のお願い」の中段にあるところにつきましては、事務局のほうで整理させていただきながら記載のほうをさせていただきたいと考えております。あと、記載の場所とかもあるのですが、例えば先になってしましますが、資料79の7ページのところにいわゆる13事業といわれているものの対象事業の説明があるところに加えさせていただくか、または、この表の下のところ。

・委員

最終は、このパブリックコメントを出すのは事業計画ですね。

・事務局

そうです。

・委員

ですから、こちらにしっかりと反映をさせていただかないと、市民の方が誤解を受けるのではないかと思います。

・事務局

そうです、こちらの素案の何ページに記載するかというところが7ページのところに組み込ませていただくのか。〇〇委員のこの資料のとおり、表の下にある程度整理させていただいて表記させていただくか。ひとつ検討させていただきたいと思います。



・委員

時間外のところでないと預かり保育の記述になるので、これは何ページかという、28 ページが一時預かり事業になっていまして、ここの部分が今ごちゃごちゃになっているかなという感じがします。

・事務局

そうしましたら、28 ページの例えば表の下に「※」とかで表記をするようなイメージでよろしいでしょうか。

・委員

①についてですよね。②については、私立幼稚園は、今まで東京都は園児以外は預からないよという指導を受けていたので、これまた園児以外を預かるとなると、ここの「今後の方向性」のところ、「在園児対象型を除く一時預かり事業においても、施設に積極的に働きかけを行い」、量の見込みをちゃんと確保していくということですが、ここら辺についても先ほど来お話ししていますが、いろいろな意味で私立幼稚園はお預かりするにしても在園児以外のお子さんを預かるということが、財政的支援がないまま預かるということがちょっとできるのかなという部分もありまして、文章で書くのはどれも非常に簡単ですが、そこら辺についても何もないのにどうしてこういうことになるのかなと、そこも不思議な感じがするのですが、具体的にどうやってということですか。

・事務局

そうしましたら、今日〇〇委員からご提示いただきました、下のほうの「質問」というところがございますので、それを今答えられる範囲で答えさせていただくと、今のところも見えてくる部分もあるかと考えております。まず、ご質問の「②の確保方策の数字の根拠と平成 27 年度から平成 29 年度に向かって、数字が増えるのはなぜか」でございますが、これは先ほど説明のところでも触れさせていただきましたが、この②の確保方策というのは幼稚園児を対象とした事業の②の確保方策のところよろしいですね。そうしますと、こちらは市内の幼稚園にさせていただいた意向調査の数字……。

・委員

それは今までの数字を書かせていただいただけというか、法的に義務があるわけではないので、「うちの幼稚園はこれ以上こんなに長い時間、人手を手配して預かることができない」という幼稚園が出てきてもおかしくないものなのですね、新制度に移行するわけではないので。そこら辺が、すごく明らかな確保の数字となっているのもちょっと不思議な感じがするのですが。

・事務局

この確保の数字としましては、幼稚園にご協力をいただいて意向調査をした結果以外のものは市としては盛り込んでおりませんで、その中で平成 27 年から平成 28 年度以降について意向調査させていただいた中で、その結果をこちらのほうに確保方策としてさせていただき、先ほどの「施設に積極的に働きかけ」とか「施設と連携して」とか、そこを市内の幼稚園事業者の方たちといろいろ協議をさせていただきながら、供給量の確保を目指しますということとさせていただいております。

・委員

それというのは具体的に財政的な何かがあるというわけではなく、ただお願いをするという形の確保方策なのでしょうか。

・事務局

現在において、既にご協力いただいている内容を基にした意向調査の結果ですと、こちらの表に記してある確保方策が各年度ごとに示されておりますので。

・委員

先ほど来お話をしたとおり、何も法的根拠はないはずなので、預かり保育というのは実施をして東京都のほうで認められれば東京都のほうから補助をいただいているだけで、「もうやめます」ということを在園児の方の関係以外には何も言われていないはずなので、認定こども園は返上するとまた 2 年間は同じようにお預かりはするという約束は福祉保健局としますけれども、普通の幼稚園の預かり保育についてはそういうものはないはずなので、お願いをするというのは「これからも続けてください」というふうにお願いをするという意味で、それで確保ができるという数値なのか。それとも、市のほうでもっと積極的にこの預かり保育事業で待機児の一部ぐらいは解消しているということと何かを考えているのか。どちらなのか。

・事務局

それらも総合的に含めまして意向調査の結果をこちらに反映させていただいているので、今後当然そういう話の中で事業者、幼稚園の方たちや認定こども園の方たちと協議をさせていただきながら、現在の意向調査の結果ですと、この数字で確保できるという予定でございましたので、それ以外に今のところ市のほうで把握している数字が意向調査以外のところではございませんので、そちらを表記させていただいたところと。

・会長

ちょっとよろしいですか。私の質問がずれているかどうか心配ですけれども。今議論しているのは、今回の制度改革に基づく量的調査をやって、それを踏まえたこういうさまざまな数字が出ているわけですね。この幼稚園の場合の預かり保育というのは、その制度に乗っかる部分と制度に入らない部分の問題ですね。制度に入らない

部分というのは、例えば今ここでわれわれ自身が結論を出せるのかどうかをお聞きしたいのです。例えば制度に乗っかっていない幼稚園に対してどのくらい預かり保育を頼むかということをきちんと原則論で議論しないと、私はごちゃ混ぜになると思いますね。やはりまず制度のところをしっかりと押さえて、それで、この制度に乗っかっていない幼稚園の、もともとはある意味で自由にやっていたよね、それを今度は制度に乗っけるのはどうなのか。そうすると、4時間の部分については自分たちで今までの制度でやるけれど、その預かり保育の部分については、その部分だけは制度に乗っけてくれという話ですか。

・委員

いや、とても今の現状で国が発表しているものから、どの幼稚園も新制度、この表から見て「施設型給付を受けない幼稚園」のほうが東久留米は多いわけなので、7園が施設型給付を受けませんから、そこから市町村から一時預かり事業の受託を受けるというところに進むというのはまだまだそんな、そこまで9月の意向調査で何も出ていない段階で、皆さん「何も出ていないから答えられない」ということだったはずなので。その数値が、預かり保育は続けるけれども、新制度の一時預かり事業をやるといっのははっきりと、市のほうもこういう形になりますという、国から何も出ていないので市のほうからも何も出ていませんよね。

・事務局

私の説明が良くなかったのかもしれないのですが、この一時預かり事業の確保方策としては預かり保育も含んだ数字です。素案の21ページにも新制度に移行しない幼稚園というところで、いわゆるニーズを確保する仕組みになっているかと思っておりますので、この幼稚園の種類として、新制度に移行しない幼稚園と新制度に移行する幼稚園の両方で確保しているところを踏まえ、この一時預かり事業につきましても、一時預かり事業として委託事業として受託されるところと、それから今までの預かり保育と言われているところの私学助成による預かり保育の事業も合わせて、こちらに意向調査をさせていただいた結果を記させていただいております。

・委員

いろいろなことがわからない中の非常に強行的な意向調査なので、変な話、私立幼稚園とすると法的に規制を受けると言われても、「こちらの新制度に行く」とはっきり言っている幼稚園はないはずでありまして、大変申し訳ないのですが、ただの私学助成の預かり保育であれば、この確保の方策の数の中に載ったとしても、特に28・29年度、そこから先の数をお約束できるということはないはずですが。だから、誤解のないようにしっかりと、数を分けてくれというのが難しいのは何となくわかります。特にこの21ページで、新制度に移行する特定教育・保育施設について1号認定が「233」、2号認定が「78」。この数字のこちらのほうは、「233」の中でこの表からいきますと、施設型給付を受ける認定こども園ということになりますので一番上になります。ほとんどが市町村から一時預かり事業の委託を受けるということになって、その数値だけ

がここの定員として「78」出された、ここの部分だけが確定的に確保できる数であるということをおっしゃりたいのですよね、新制度をきちっと、ということであれば。

・事務局

すいません、少し整理をすると、この一時預かり事業という括りの中には、今現在、私学助成でまさしく幼稚園さんでやっていた預かり保育があります。〇〇委員から資料があったとおり、新制度になれば、これが一時預かり事業の受託もできますよという形になります。一方で、保育園としても平成2年から一時預かり事業、一時保育といわれているものを持ってきていますので、これにつきましては平成21年に児童福祉法のほうに法定化されまして、そこに今度は新制度に乗る認定こども園であるとか幼稚園のほうをそれを受託できるという形の整理はされてきているところでは。

この一時預かり事業の量の見込みと確保の方策を私どもが取りまとめるにあたりまして、まずは量の見込みというのはニーズ調査の結果から来ているので、これだけの潜在的ニーズも含めて需要がある。そういう中で、当然平成31年度までには私たちはこれを解消すべく確保方策についてはいろいろな形で働きかけを行う等々、検討してまいる必要があるだろうということで、今子育てをされている方、また今後子育てをされる方々の量の見込みに応じた確保方策を今回数字としてお示しをさせていただいたところであります。ただ、その確保方策の実現に向けて費用面等々のお話があるというのは今、〇〇委員のご意見を聞いて十分に理解しているところです。ですので、そこに向けてどういう形で市が取り組んでまいるのかというのは、またちょっとこの計画とは別のところのステージの話になるのではないかと。市としては、量の見込みに応じて確保方策をこのような形で経年的に増やして行って、31年度までに量の見込みに応じた確保方策を供給してまいろうという形で今回、資料のほうは作らせていただいたところです。

・委員

では、保育所のほうの一時預かり、一時保育みたいなものと、それから認定こども園のほうの確定的に確保できる数が、この「64,766」になるのですか。27年度。幼稚園の預かり保育については含まれていないのですか。

・事務局

①の部分については、幼稚園や認定こども園さんで行なっている在園児対象とした預かり保育であるとか、27年度、新制度で言う一時預かり……。

・委員

そうですね、私は今①の部分しかお話ししていません。

・事務局

ですので、②のところ、在園児以外のところについて、在園児に向けた保育所の一時預かりというのはないのですね。延長保育の対応なので、時間が。あくまでも①のところについては、幼稚園もしくは認定こども園が対象の事業になっています。ただ、それに向けては、これだけの需要があるよというのをニーズ調査からわかりましたので、それに向けて確保方策はこのような形で経年的に上げていく必要があるなという数字を示させていただいたというところでございます。

・委員

その「何とかしなきゃ」という気概はわかるのですが、先ほど来言っているように、今回のこの話し合いというのは新制度の中での一時預かり事業が基本ということになるはずなので、この丸めた数字を分けろとは言いませんけれども、過大な部分を私立幼稚園の預かり保育が負っている部分があると私は思うので、そこら辺、「ご理解をいただきたいと言ってこい」と言われたので。

・事務局

これまでご意見をいただいたところで、こちらの「追加記述のお願い」という欄のところはページは恐らく3ページのところの表の下になるかと思いますが、素案で言いますと28ページの表の下のところに表記をさせていただきたいと思います。

・委員

ここには書かなかったのですが、会長さんがおっしゃるように、ちょっと私、清瀬のほうの子育て会議に出ている先生とまた2、3日前にお話をしたのですが、「清瀬のほうはどこも行かないから話が違うけれども、東久留米の場合は行くところと行かないところとあるので、できたらこの確保の方策の64,766も分けてもらったほうがいいのではないか」と言われたのですが、そこが厳しいようであれば、一文、「この①の一時預かり事業については何十%ぐらい私立幼稚園の預かり保育が受けている」というような記述もしていただければと思います。パブリックコメントではちょっと間に合わないかもしれませんが、だいたい清瀬のほうはやらないそうなんです。市町村から一時預かり事業を受託するというのは、今更、27年4月に始まることを国がここまで、もう暮れになっているここまでいろいろなことを出さなくてできるわけがないということで、やらないということをはっきり子育て会議で決めている、そういう区市町村がかなりあると思うのです。東久留米の場合はまだこれを、新制度の一時預かり事業をされるというのであれば、やはりそこら辺の記述をきちんと、私立幼稚園の預かり保育、私学助成による預かり保育なり、そういうお金のことは入れてはいけないというのであれば、「私立幼稚園の預かり保育で」という部分も入れていただけたらと思います。

・事務局

先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、〇〇委員から本日いただいた資料を基に記載のほうをさせていただきたい、検討させていただきたいと考えております。

・委員

お願いします。

・会長

それでよろしいですか。では、今の確保方策についてほかに何かご意見ございますか。

・委員

確保方策の一番最初の時間外保育事業ですが、これは認可保育園で行われている延長保育だけですよ。ですから、私立保育園とか公設民営を含めた延長保育で現在は確保できているという形ですが、実際に保育園連合会などでもまだ公立などで延長保育をやっていない園なんかでは延長保育をやってほしいという声も出たりしているのですね、要望としては。そういう声がこの中には反映されているのかなという部分がちょっと感じられました。

併せて、次のファミリー・サポート・センター事業のところでも、先ほど説明があったように3分の2が未就学児、つまり保育園とか幼稚園関係の人たちが利用されていると思うのですが、こういうところ、あるいは延長保育をやっていない人たちが利用しているのではないのかな。そういう部分で、ここは関連するのではないかと僕は感じています。実際、今回この中で難しいでしょうけども、ファミリー・サポートに関しても時間帯が例えば通常の保育が終わる6時半から7時を利用されている方がいるとか、そういうふうにデータになってくると本当に延長保育が足りているのか、足りていないのかということもわかってくるとは思いますが、今回それは難しいとは思いますが。

実際、このあとに事業計画の素案についても話が出ると思いますが、やはり例えば人数的に何名確保しましたとか、そういう形ではわかりにくいと思います、これだと。これはこのあと話に出るかわかりませんが、前回の次世代育成支援行動計画の後期計画では、こういう目標がある中で例えば「何人増やします」とか「何人ファミリー・サポートを増やします」とか具体的でわかりやすかったです。前回のこの計画のほうは。でも、今回の素案のほうを見ると、これが非常にわかりにくい。

素案について意見はありませんということで僕は何も出さなかったのですが、今の〇〇委員のお話とかそういうものを含めて聞いていても、やはりそれぞれの部分に関して、例えば現在やっている施設は何園、そのうち認定こども園が何園、幼稚園が何園、保育園が何園あって、それが27年度と28年度には何園になってきますよとか、ファミリー・サポートは何人増やしていきますよとか、そういう具体的なものがちょっと書かれていると、パブリックコメントをとるにしても、市民の皆さんにお知らせ

するにしても、そういう形のほうがわかりやすいのではないかと感じたのですが、そういう表記は難しいですか。実際ほかの区の素案なんかを見ると、こういう形で出ているのですね。ちょっとお見せできないのですが、「何園増やして、こういうふうになって確保していきますよ」と。でも、今のこの形だと人数だけが出ていて、実際どのように取り組むのかがちょっと見えにくいので、そういう部分の課題というのはどうなのでしょう。

#### ・事務局

1 点目の延長保育についてです。今回、総数的には需要と確保方策、供給、これについてはだいたい数字がニアイコールという形だったので、「今後の方向性」をこのように書かせていただきましたが、あくまでも時間外保育事業、延長保育といわれているところについては、当然その園に通っている子がその園で延長保育を受けるといことが今のところ大前提なので、今後例えば認可保育所が新設されれば、まだそこでも延長保育をお願いしていくような形になるのかなと考えております。あくまでもその園に希望者が何人かでもいれば、やはりその園では延長保育をやっていく形になるのではないかと思います、「今後の方向性」は今後も継続して実施していきますという表記にしたところです。

2 点目のファミリー・サポートと延長保育についてですが、〇〇委員がおっしゃられたとおり、例えば7時までの延長保育の保育園でそれ以降も預かってほしいので、ファミリー・サポートを使ってサポート会員の方が保育園にお子さんを迎えに行かれるケースがあるということは存じ上げているところです。ただ、〇〇委員がおっしゃったとおり、それをうまく数字に表すのは今回ちょっと難しいのかなと思います。これについては本当に全員に調査してみないと、またファミリー・サポートをお願いするのも毎日の人もいれば、ある特定曜日だけの人もいるので、なかなかこの辺の数字的な把握というのは、数字に表すのはちょっと難しいかなと思っています。ただ、そういう方がいらっしゃるの市としては認識しているというところでご理解を賜ればと思います。

#### ・事務局

最後のところの素案のお話にちょっと触れますけれども、「見える化」ということで今回素案もある程度わかりやすく表記をさせていただく中で、例えば平成27年度の定員として特定教育・保育施設がどれぐらい、定員があるか、また、認可保育所、地域型保育施設、認証保育所、定期利用保育施設ということで、それぞれ別々の現在の利用見込み数、これらを表記させていただいたところです。平成27年度につきましては、前回の会議でも触れさせていただきましたが、より具体的な話が見えてくる中で、それ以外につきましては認可保育所や小規模保育施設の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などにより確保を目指しますということでお話をさせていただいたかと思ひます。それ以上具体的などころにつきましては、私も難しいところではあるかなと考えておるところです。

・委員

資料 78 の 1 ページの表の平成 27 年度の「②確保方策」が「1,086」、28 年度が「1,163」、29 年度が「1,308」、そのあと「1,308」、「1,308」ということです。よくわからないのですが、ここの確保方策の数字の根拠はどうしてということと、29 年度以降が同じ数だということの説明をお願いします。

・事務局

先ほど事務局からも少し触れさせていただきましたが、例えば認可保育所が新設される際に保護者の希望等により、この延長保育、時間外保育のところもそれに応じて増やしていける方策が明記されているということでありましたので。例えば素案で言いますと 21 ページ、こちらが待機児童の解消加速化プランにより平成 29 年度までにいわゆる保育所等で待機児童を解消する必要があるというところの国の仕組みのもとに、こちらと連動した形で資料 78 の時間外保育事業につきましても、例えば認可保育所の新設や整備における人数の増を連動して見込んでいるものでございます。ですので、29 年度、30 年度、31 年度というところは、先ほどの素案の 21 ページ以降も同様となっておりますが、この確保の数は 29 年度をスライドさせているものでございます。

・委員

ということは、27 年度から 28 年度の増えるのは新しく認定保育園とか保育所とか、そういうものができてプラスされる、それではなくてそれぞれの枠が増える今の話だと、いろいろな事業が増えたのということ、その辺の、どこからこの数字が来たのかなということをもう少しわかりやすくお願いします。

・事務局

先ほどの一時預かりもそうですけど、やはり量の見込みに応じた供給体制は私たちも一定程度のところ、プラスマイナスゼロになるような形で数字を考えていかなければいけないと思っていますところ。そういう中で、ある程度、今、事務局から話をしたように、認可保育所の創設もしかりですし、あとは今やっているところでもう少し延長保育を拡大していただくとか、今、公立園でやっていないところで延長保育を実施していく。そういう形で、この確保方策の実現に向けて検討してまいろうとは考えているところです。ただ、一定程度、数字的にトレンドというか、方向性を示さなければいけないので、先ほどご説明したとおり、21 ページの特定教育・保育施設の数字にある程度整合性を持たせながら、今回この数字のほうは、確保方策は考えたというところです。

・委員

保育園のことがよくわからないのですが、認可保育所ができるから増えるという、27 年度から 28 年度というところかなり近々ですよ、それは。



・事務局

まず27年度については、現在当然認可保育所の開設が予定されている西口駅前認可保育所を想定しての数字は反映しております。ただ、その後になりますと当然、今度は特定教育・保育施設の確保方策、まずこちらのほうの実現に向けて動いていく形になるので、先ほど「見える化」の話もありましたけど、今現在、27年度については近々なのでその辺はある程度はつきりしているのですが、28年度以降、27年度みたいに「これでいきます」ということが決まっていなくていいところもありますので、決まっていなくていいのかな、今度は28年度の特定教育・保育施設の確保方策の実現に向けて私どもとしてもいろいろな方策は考えてまいろうとは思っているのですが、延長保育については先ほど言ったとおり特定教育・保育施設で行われる教育とか保育とかの、そのプラスアルファの延長保育の事業という形なので、この数字に合わせたという形でご理解いただければありがたいと思います。

・委員

すいません、やっぱりそういうところがわかりにくいと思います。だから新しく作るの大変だと思うので、例えば今のところだったら下に枠を作って出せば、実施施設数、現在何施設がやっている。それが増えるところでは何施設増えるんだとか、そういうことが下にあると、そういう形でやっていくのだなということが見やすいと思います。一般市民の方に、ここから見てこういうことをわかってくださいというのは難しいと思います。だから、事務局のほうで、具体的にこういうふうが増えるとか、あくまでも予定は予定ですけども、それがあれば、そういうものが載っているとわかりやすいのではないかな。ファミリー・サポートのほうに関しても、何人ずつ増やしていくとか、そういうことがわかると、こういうふうに入力しているんだとか、こういうことを考えているんだとか、より市民の皆さんに伝えられるのではないかと思います。

・事務局

今回の計画の確保方策のところですが、後ほど計画の素案の中でも書いてありますが、事業者が今まで培ってきた経験とかノウハウとか主体性などを活用しながら、それを実現に向けて動いていくというところがあります。例えば決まっていないところで、特定教育・保育施設で100人の供給が必要だという中で、2号児に関して言えば例えば認定こども園もあるでしょうし、保育園もあるでしょうし、100人というのは保育園で2ヶ所もあるでしょうし、3ヶ所もあるでしょうし。そういう中で今回、数字の示し方は、国のほうからは供給量とその確保方策というか確保の数字を示しなさいというのが示されているところです。

ですので、あまり私どもとしてはそこに対して、逆に行政として縛りを掛けてしまうと、保育園が例えば「3ヶ所」と書きますと「3ヶ所が計画されているんだな」という話になるので、これはあくまでも事業者がいろいろなことを考えてきて、より少ない人数で丁寧な保育をしていきたいという事業者さんがいれば、それは4ヶ所であっても構わないでしょうし。ただ、市としては潜在的なニーズも含めて量の見込みと

してこれだけの方々が、幼稚園なり保育園なりのサービスを受けたいという方がいらっしやるので、それに基づいて行政としては一定年度までにその目標を達せられるような数値目標を示して、その提供体制はまた今後いろいろな形で私どもとしても事業者さんに働きかけであるとか調整はしてまいりたいと思っていますし、事業者さんとしての提案も受けてまいりたいと考えているところです。

#### ・委員

説明を聞いてほしいわかったのですけれども。そうすると、やっぱり市民に出したときにこの数字はどういう根拠かということ、〇〇委員が言うように表を作ったまでではなくても、こういうところからこれを算出しているんだという説明がないと検討しにくいかなと思いました。

続いて2ページのところの質問です。ファミリー・サポートの今後の方向性の「確保方策」のところは平成27年度が「1,653」、28年度が「2,239」というふうにどんどん増えているのですが、量の見込みと確保方策の引き算をするとずっと△がついてということで、それもよくわかりましたが、これを見たときにどうやってファミリー・サポートの人を増やすのだろうということがなかなか見えません。昨年度やったニーズ調査のときの一時的な預かりのところで、何かあったときに預けたいという声がとても多かったというのを自由記述から読みとっていたのですけれども、ファミリー・サポートへの割高感があつたりとか、利用方法が面倒臭いというか、ちょっと敬遠する、でも使いたいけどというジレンマがすごく、この自由意見に出ていたなと思います。では、どうやってそれに応えていくようにファミリー・サポートの会員数を増やしていく、ここも数字の根拠はどこにあるのかということを質問したいです。

#### ・事務局

ただいまの〇〇委員のご質問ですが、例えば2ページのBの行のところのサポート会員の増員のところで、平成27年度は30人、平成28年度は60人ということで増えているというお話を口頭でさせていただきました。現在の実績によるとだいたい30人は毎年増加したり、過去に多いときで言えば50人増えているときがあるということで、さらなる周知、事業の周知ですね、こちらについては継続的に取り組んでおりますが、そちらも併せて今後の方向性とか広報とか考えながら、その確保をしていきたいということで、今回ファミリー・サポート・センター事業を実施しているところとも相談しながら進めた確保方策の数字でございます。実績と懸け離れているようなお話ではないと考えております。

また、この事業につきましては、先ほども〇〇委員がおっしゃいましたが、まず会員登録が必要だということがあるのですが、そこは顔の見えるサポート会員の方に預かってもらうという要望が多い中で、東久留米におきましては1人のファミリー会員に対してサポート会員が3人ぐらい割り当てというか、面接も含めてしているということは聞いております。ただ、他市ではそれが今1：1の所があるという中で、東久留米としては努力してやっている事業なのかなというところも含めて、今回この事業については確保方策を表記させていただいたところです。

・委員

わかりました。ただ、数字だけで考えると、やっぱりソフト面というか内容とか方向とかでこの数字を乗り越えられたりとか、反対に利用のほうをうまくしていかないと数字も伸びなかったりということで、数字だけでは良い支援ができるとは思えない。一応これは数字を出すということだったのですが、ファミリー・サポートについては私も周りの人たちの話を聞くと、「使いたいけれども、どうすれば」という二の足を踏んでいるというか、数字に表れない潜在的なニーズがいっぱいあるのだろうと思うし、私も利用しようと思っても面接に行くのが土曜日とか、本当にポツンとしかないので、ファミリー会員にもなかなかチャンスのないという難しさがあるので、期待もすごく込めているし、顔が見えるということは本当に大事なことで誰だかわからない人に預けるのは本当に危険だし、そういう方針もとても大事だと思うのですが、ぜひこれは充実できるようにしていきたいと思いました。意見です。

・会長

それで時間がもうあと45分ぐらいに迫ってきていますので、今の確保方策については事業計画の関連にしたいと思いますので、次の議題ではいかがですか。

・委員

学童のことについて、余裕教室を1つもらえるとだいたい30人という計算ということで、これは、さっきと同じ質問ですが、数字の根拠としてその説明はわかったのですが、それぞれの小学校からこの年度に余裕教室を1つもらえるところの見通しまでは得ているのか。もしかしたら児童数が減っているから教室が1個もらえるのではないかという計算なのかなと思ったのですが、ただ学校によって空き教室が本当に今必要な状況だし、特別支援教室を作ったりとか個別な対応ということで、教室は子どもの人数が減ってもたぶん使うのではないかと思われるので、その辺の教室の確保の根拠について説明をお願いします。

・事務局

まず、今のご質問ですが、私ども密に教育委員会と調整をしながら、各学校長を一つ一つ訪問しまして、今の現状などをお伝えし、この状況の共有化を図っていたところです。今後も各校を訪問しましたのちに、さらに次のステップとしてということで、その実現方策について教育委員会、学校も含めて整備をしていくのだということで、今日ご提示をした内容については実現もちゃんと見越しながら整備、また推進をしてまいるという状況になっております。

・会長

それでは、この確保方策についての議論については、次に移行したいと思います。よろしいですか。

### 3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）について（取りまとめ）

#### ・会長

次に、次第3の事業計画案のご説明をお願いしたいと思います。

#### ・事務局

私から資料79を用いまして、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の素案についてご説明をさせていただきます。基本的には前回の会議でいただいた意見に対して事務局のほうでできる限りの対応はさせていただいたところでございます。

資料79、まず1ページをお開きください。表紙のほうにも一定程度変更点の説明が記載されておりますが、1ページ目につきましては見やすさというところから注釈を抜き出して追加をさせていただいたところですが、この資料につきましては基本的には下線が追記の部分で、二重取消し線が削除の部分です。句読点等は省略させていただきますが、次に2ページです。こちらのページは、東久留米市の次世代育成支援行動計画（後期）の記載を追加させていただきました。こちらでも次世代の評価、総括を記載したほうがいいのではないかというご意見がありましたので、それに対応させていただいた形です。続きまして4ページにも同様に、図のところでも真ん中辺ですが、「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）」を追加させていただいたところですが、

次に5ページから7ページにかけてでございますが、わかりにくい部分があるというご意見等をいただきましたので、なるべくわかりやすくということで、まずは5ページのところでは全国的な子ども・子育て支援新制度の概要ですので、全国的な書きぶりに直させていただいております。6ページにつきましては、特定教育・保育施設とはどういうものなのかというところ、また特定地域型保育とはどういうものなのかというところをわかりやすさの観点から追記をさせていただいたものです。また、6ページの中段以降のところにつきましては、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業といわれているものの事業名と事業の内容の概略を表記させていただきました。また、7ページの下段の表ですが、こちらでも前回の会議でご意見をちょうだいしまして、標準時間認定のところがお昼過ぎ頃までというのがちょっとわかりにくいのではないかとのお話があったので、主な利用施設を追加するとともに、こちらの書きぶりを全日本私立幼稚園連合会で作成し、東久留米市の私立幼稚園連合会からご提示いただいた資料を参考に直させていただいたところですが、

続きまして9ページ以降ですが、9ページの「東久留米市子ども・子育て支援等の現状」のグラフ等につきましては、9ページの下「東久留米市の出生数と出生率」のグラフを追加するとともに、9ページ10ページのグラフのそれぞれの考察を下段のほうに記載させていただいたものです。

続きまして少し飛びまして19ページをご覧ください。こちらの地図を大きくというご意見をいただいたところでございます。いろいろと事務局でコンサルタントの社会構想研究所さんにご相談させていただいたところですが、基本的には、この19ページの下地図につきましては枠を取って地図を大きくさせていただきながら、また今回この19ページの上段のところ、重複しているところを削除させていただいた部分があり

ますが、これが削除されれば、もう少し地図が上のほうに行って、重複するところがないような地図とさせていただいたところです。横にするという案もあったのですが、ほかのいろいろな計画案を見る中で横のケースがあまりなかったので、今回は枠を取って縦の中で可能な限り大きくとさせていただいたものです。

続きまして 20 ページです。こちらについても、先ほど〇〇委員からご指摘がありましたが、「見える化」ということで、まず「平成 27 年度における教育・保育施設の利用見込み数等」を 20 ページの下段に記載させていただき、「幼稚園、認定こども園」、それから「保育所、地域型保育、認可外保育」ごとの、認定区分ごと、または年齢ごとの利用見込み数をこちらに表記させていただき、21 ページの表の「平成 27 年度」が見やすいような形に整えさせていただいたものです。なお、現在この 20 ページの下段の表につきましては 22 ページのほうに移させていただこうかなと検討させていただいているところでもございます。

続きまして 21 ページから 22 ページ、こちらにつきましても、例えば 21 ページの「平成 27 年度」のところの「②確保方策」の「特定教育・保育施設（※1）」ですが、前回のこの会議でご意見をいただきまして、1 号認定と 2 号認定の幼児期の学校教育の利用希望が強いところを分けて記載したほうがいいのかというご意見をいただきましたので、今回、幼稚園・認定こども園にさせていただいた意向調査を基にこちらを分けさせていただいたところです。

続きまして 23 ページから 29 ページですが、こちらは 13 事業、いわゆる地域子ども・子育て支援事業に関する事項ということで、前回の会議で議題となっていたり、ご承認いただいた部分をこちらに転記させていただいたものです。併せて内容の充実も図っております。

続きまして 32 ページから 38 ページでございます。こちらにつきましましては、(12)(13)の内容を追加し、そのほかわかりやすさというところから内容を充実させていただいたところです。また、35 ページ以降につきましましては具体的な事業ということで、東久留米市の次世代育成支援行動計画（後期）等を基に事業名と事業の内容等をこちらに記させていただきました。なお、こちらの内容ですが、5 年前に東久留米市次世代育成支援行動計画の策定の際の事業内容等となっている部分もございまして、こちらの内容については時点修正等をパブリックコメントのときまでにはさせていただきたいと考えているところです。

また、39 ページにまいります。39 ページにつきましても、それぞれの内容を充実させていただいたところです。最後、40 ページになりますが、以前の会議でもお話がありました部分、用語解説を今のところ 3 つでございまして、表記させていただいております。なお、本編においてこの用語解説が必要な部分は※が後ろに付いているものです。そのページごとにその解説を※でさせていただいているところも結構ありますので、こちらのところは文章として長いようなものが「用語解説」として資料編として別に表記させていただいている部分です。また、40 ページの 2 としまして、前回の会議でもお話しさせていただきましたが、「東久留米市次世代育成行動計画（後期）平成 25 年度進捗状況」の表につきましましてはホームページ等で公表させていただいているものがございまして、そちらを参考に掲載できればと考えております。また、3・

4・5につきましては、今回パブリックコメントの際には、2も含めて掲載はいたしません。冊子の状態になったときには、例えば5の「東久留米市子ども・子育て会議の委員名簿」なども全て掲載のほうをさせていただきたいと考えております。こちらの資料79については以上でございます。併せて、資料81が、前回のこの会議で質問がございましたので、こちらを事務局からご説明をさせていただきたいと思いません。

#### ・事務局

時間がないので簡単に、障害児保育の現状と、今後の子ども・子育て支援の新制度に移行した際の公定価格の中での障害児保育の考え方について国の資料から抜粋しましたので、資料81に基づいて簡単に説明させていただきます。

まず1枚目のアの「障害児保育にかかる職員の加配（一般財源化）」と書いてあるところです。現在は○の3つ目「平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。」、現在はこのような形で保育園のほうは行なっているところです。したがって、地方交付税対応なので各都道府県であるとか市町村の考え方というか取り組み方で障害児保育はやっているという形です。

3ページ目です。3ページ目のところが、子ども・子育て支援新制度における障害児の受け入れ促進について、公定価格上どのように考慮していくかというところの検討にあたっての資料です。まず検討の視点として、特定教育・保育施設、幼稚園・認定こども園・保育園については従来の財政支援措置により障害児の受け入れ促進については対応していくことを基本とするが、幼稚園については国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援、これを基本とする。保育所については、先ほど言ったとおり、重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置、これを継続することによって対応していくという形で、国のほうでは障害児の受け入れを促進していきます。

併せまして、法改正で新たに新設されました地域型保育事業については、次のページですかね、対応方針案として、○の3つ目ですね、地域型保育事業において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、質の改善に関する検討を踏まえ、当該子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用を公定価格上加算として、今の案では用意されています。また、○の2つ目ですが、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる特定教育・保育施設において、主に地域の子育て支援・療育支援を担う主幹教諭、主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合には、これも加算として公定価格上は案として新設されているところです。こういう形で、現行の障害児の職員加配については財政支援措置を継続しつつも、新たに受け入れ促進の観点から○の2つ目や3つ目が新設されることが今、予定されているというところでございます。

・事務局

追加でよろしいでしょうか。私から追加をさせていただきます。前回の会議でご意見をいただいた中で、今回、委員の方にはメールで前回の会議のご意見と対応方針案ということでご提示させていただいたところですが、前回ご意見がありました、障害の漢字と平仮名の表記の部分でございます。こちらにつきましては、市としましてもそういうご意見があることは認識しているところでございます。そのような中、現在、障害者計画・障害者福祉計画、こちらのほうの策定が担当所管の中で進められている中で、アンケート調査を行なったということは前回もお話しさせていただいたところですが、アンケート結果を踏まえて、この計画の策定においては漢字表記のほうでいくという方向性であるということです。この子ども・子育て支援事業計画におきましても、これらのアンケートの結果を踏まえ、また子ども・子育て支援事業計画はそのほかの計画との整合性や調和のとれたものである必要性もございまして、今回はこの案の表記を漢字の表記で統一させていただきたいと考えているところです。

また、今回の資料 79 の素案にまいりますと 11 ページですが、こちらにつきまして具体名をというお話もあったのですが、今回は「見える化」ということで、先ほどご説明させていただいた部分を追加したこともございまして、11 ページの具体のところは今回は入れさせていただいてはおりません。そのほかは事務局のほうで対応のほうを努力させていただいたところですが、今回のこの素案の中で既にこうしたほうがいいのかというところが、例えば 11 ページの(1)の「教育・保育施設の現状」の前に「市内の」を入れたほうがわかりやすいのではないかとか、あとは 26 ページの表のところの単位が「人日」になっていますが、「人回」に修正したほうがいいのかという、いろいろなお話がございまして、これから 12 月 1 日のパブリックコメント開始に向けて、今回〇〇委員からいただいたご意見、それから今回いただいたご意見等を踏まえて一定程度の修正して取りまとめたのちに、パブリックコメントに付していきたいと考えているところです。

・会長

今、事業計画案についてご説明がありました、ご意見ございますか。

・委員

新聞とか報道でいろいろ書かれていますけれども、消費税 10% が先送りされる方向性が非常に強いというところがあるわけですが、パブリックコメントの中でもその辺が出てくると思うのです。やっぱり消費税が 10% になったことを前提にこの事業計画があるということで、8% のままでいた場合にどういうふうにするのかという質問とかが出てくると思うのです。実際、この 8 月だったか、いつだったか今思い出せないのですが、中野区であった子ども・子育て会議では確か厚生労働省の資料だったと思うのですが、いろいろな事業がある中で 8% だった場合でできるのはこの事業、10% でないといけない事業みたいに仕分けのされていた資料がありました。今回も確実に 10% の見送りがだんだんと濃くなってきて、そのまま 10% を前提にこの計画を出すのではなくて、実際に市としても財源がないわけですね。そういう中で、

10%の消費税を基にやるわけですから、そういう部分の影響とか、そういう部分で何かお考えになられているのでしょうか。

・事務局

昨今の国の情勢ということも含めて、今ご質問がありました。私どもの立場としては、そういういろいろな現状がありますけれども、あくまでも子ども・子育て支援新制度の実施に向けて事業計画の取りまとめをこの会議で皆さんにお願いをしているところです。今、委員からパブリックコメントなどの意見もということがありましたが、やはり消費税の問題というのは本当にこの制度を実施するにあたっての必要条件だということは皆さんも当然認識はおありだと思います。その消費税の10%の話はありますけれども、あくまでも私どもとしては当然平成27年4月に向けての取組みということで、立場としては進めていかなければいけませんので、現状ではそのようにご理解をいただければと思っております。

・委員

まず21ページの「今後の方向性」で、今の消費増税が見送られた場合には平成29年度の数値が完全に変わってくると思います。9月26日に私立幼稚園や認定こども園に、それを期限にした意向調査のときには、29年4月には質改善後の、つまり消費増税分が反映されるという公定価格が示されることになっていたのですが、これが先送りになれば31年ぐらいしか想定できない。ということになると、27・28はこのままの数値で、29・30・31はこの数値自体が相当定かなものではなくなってくるというのは、やはり12月にパブリックコメントを出す段階で既に消費増税についてはっきりしているはずなので、そこはちょっとタイムラグがあったという説明が絶対必要かなと思います。

それともう1つ、33ページの「幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容」のところで、「幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。」とありますが、私の勘違いで「移行後も支援します」ではないのかな。そう思うのは、実際、認定こども園、ここに非常に理想的なことが書かれていますが、今度の新制度の中で本当に一番つらいのが認定こども園です。なぜかという、今まで認定こども園に通っている保護者にとっては、幼稚園部分の保育料は4時間を基準に保育料をお支払いいただき、長時間の方には別途保育料をいただくということで、消費者感情とすると長いほうがたくさんお金を払っている。同じ認定こども園に在園する保護者同士でも、あちらのお宅は朝8時から夜7時まで預かっているのだからこれだけのお金を出している。うちは朝9時からだいたい1時半ぐらいには帰るからこれだけの保育料。そういう料金体系だったものが、今後利用料の話が出ますが、幼稚園4時間の保育料と保育所の8時間の保育料とは完全に逆転する、金額的に逆転するのですね。

つまりそういう人が同じ施設にいるということになるのですね。今までは保育園の保育料について、幼稚園のお母さんたちは自分とは違うところの人たちということでそんなに話題にはならなかったはずですが、認定こども園だけはそれが非常に話題に



なるはず。それとともに、8月20日のときに保育所には国の出した運営費では運営ができないということで、私立保育所、年間5千万円の補助を東久留米市から上乗せ運営費ということで出しているはずなんですね。あのときには、0歳児、1歳児、あと11時間開所、いろいろおっしゃいましたけれども、今回の保育所単価の中に11時間開所も入っていますし、0歳児も当然入っているはずで、その上乗せ運営費というのは3歳から5歳のお子さんの補助もあるということになると、結局認定こども園の2号認定、つまり2号認定証をもらっても保育所に行く子どもと認定こども園に行く子どもでは、東久留米市で支援してくれるものがまるで違うということになります。

そこから辺が、結局は認定こども園をやっぺいこうというところは、上乗せ利用料、特定保育料というふうに国は上手な名前に替えましたけれども、それを乗せないとしても運営できる状況ではなくなってしまう。結局認定こども園というのは、在園する保護者にとっても、お子さんにとっても二重の意味で厳しい状況になるということをよくご理解いただいて、移行支援するというよりは移行後を支援していただくというように変えないと、とても認定こども園に移行できるような国の制度設計にはなっていないと思います。

いろいろな意味で矛盾がいっぱいありまして、例えばの話、もちろんいろいろな意味で家計の状況に応じてたくさん肩代わり保育料をしてもらうことが必要な階層の保育料というのは理解できますけれども、夏も話しましたが、年収が1,400万円のご家庭に対しても保育園に通っているということで自動的に補助が月々出ますよね。そういうのが、そういう矛盾がとにかく認定こども園に凝縮されてしまうということを極力ご理解いただきたいと思います。うちも30何年前から給食を提供してまして、自家給食で補助なしでやっていました。同じ食事を提供するのであれば、同じ給食費というふうにししか私たちには考えられないのですが、今度の新制度に入ると2号認定のお子さんは、長時間預かっているお子さんは福祉の部分が入るから給食費が違ってくとか。本当に認定こども園を続けていくのはなかなか厳しいかなという状況になっているのを、ここの33ページに「移行を支援します」とさらっと書かれると、実際認定こども園のまま頑張っていかれようとする園が東久留米の場合は1園あるので、きちんと財政支援をしていただくような整合性のある制度にしていきたいと思います。お願いします。

#### ・事務局

国の関係もありましたけれども、今、〇〇委員からもありましたように情報では明日あたりから最終的な政府見解が出ると思います。ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃった29年度あたりを境にしての内容が変わるのではないかというお話がありましたが、この会議の中では現時点ではこの内容をそのまま、今ご説明をさせてもらったように踏まえてといいますか、そこは理解をしていただきたいと思います。ただし、国の明日以降の動き方によって国から社会保障制度の関係、ここの子育て支援のほかにもございますけれども、本当にその10%を1つの財源にしていろいろな取組みをということが今後どのようにっていくかというのは、当然国から話がまた出てまいると私どもは考えております。そうすると、私どもだけではなくて、今全国津々浦々、皆

この事業計画案を取りまとめているわけですから、そういうところでは私どもも含めて、これは本当に国のレベルで、取りまとめようとしている事業計画が今後消費税との問題でどのように整備をされていくのかというのは、これは国の見解を待ちたいと思っているところです。

それから1点、33ページのところの内容ですが、文言からしますと「移行に必要な支援」があって、次の文章を見ると下のほうに「・」で示してある内容があるわけです。〇〇委員のおっしゃることも十分わかるわけですが、この文章との関係で言えば、十分な情報提供、〇〇委員が後段おっしゃった内容というのはまさにこれからのいろいろな、これは共通項ではないのですが、例えばそれぞれがその自治体単位でどのような支援をということであるとか、どのようにいろいろな課題を整理していくか。こういうことは全て情報提供または情報共有に懸かってくるわけですので、そういう点で言うと、ここの文章を読み解きは下のような内容、情報をしっかりと整理をして伝えながら、幼稚園事業者さんの理解も得ながら、できればこの新しい制度のほうに移行を検討してもらえないかというところで、だいたいその整理としてはできていくのかなと思っているところです。

ですから、そういう点で言うと繰り返しになりますが、この33ページの文章中はあくまでも移行に必要な支援という形で書かせていただき、そしてその内容についてはしっかりと事業者さんとの情報の提供あるいは情報共有を図ったうえで制度への参画というふうにつなげようかなと考えているところです。

#### ・委員

前回提案をして、今回、次世代育成支援行動計画の後期が含まれるということで、そこがどういった形で取り組んできて、どう引き継がれていくかがわかりやすくなっていくのかなということで、取り入れていただいてありがたいと思っているのですが、実際に例えばこのあいだ説明があまりないままに終わっているのですが、これを見ると10年間延長、平成37年3月までこれが延びるということですね、ここに書いてあるとおり。そういう部分の説明もここの中には触れられましたか。今回の確保方策の案はだいたい31年度で終わっていますけれども、こちらのほうに関しては37年3月までと書いてあるので、そういう部分も丁寧に書いていかなければいけないのではないかと思います。

このあいだ説明いただいた中では、この後期計画の網掛けの部分がそのまま今回の子ども・子育て支援のほうに東久留米版として引き継がれていくという説明でしたよね。その中で、保育園父母会連合会なので、これは発言させていただきたいのですが、この網掛けの中に「市立保育園の民営化の促進」が入っています。ナンバー16番ですけども。いわゆる公立保育園の民営化を進めるということですが、その民営化の部分も含めて、この確保方策の人数は反映されているというふうにとらえていいですか。

#### ・事務局

そうですね、確保方策の内容としましては認可保育所の整備等も含まれています。

・事務局

先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、確保方策というのは数値的目標だ、その実現に向けて行政としてはいろいろな手段を模索してまいりたい、また事業者に働きかけを行いたいという話なので、この中には当然認可保育所の整備も入っていますし、市立保育園の民営化を行うことによる定員拡大も入っています。

・委員

ただ、まだ具体的に31年度までのあいだに民営化を進めるかどうかまではっきりわからないという曖昧な形でいいのですか。それとも、それは今回の確保方策の中で必要だから、それも入っているのですよというふうにとらえていいのか。

・事務局

この子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て会議とは別なところで民営化については、当然行政として一定の計画を示し、スケジュールも示しているところです。ただ、この子ども・子育て会議でのご検討であるとか、今回お立ていただく子ども・子育て支援事業計画、こちらについては先ほどの「見える化」の話もありましたが、27年度についてはある程度具体的にはなっていますが、それ以降についてはいろいろな働きかけ等々調整を行なっていきたいと思っていますので、そこで明確にする部分ではないかと考えております。整理すれば、この中の範疇では具体的ではないですけど、民営化の計画自体は具体的に行政計画も立てていますし、スケジュールも示しているという整理になります。

・委員

前回の後期計画のときにも僕は発言させていただきたいのですが、まず民営化に関して反対の立場です。ただ、いろいろな考えの方がいらっしゃいますので、それをごり押しすることはできないということは重々承知です。ただ、やはり市も市の立場としていろいろな考えがあって進めていくということはもちろんわかります。ただ、やはり事務局もご存じだと思いますけども、「みなみ」の取組みに関しても、このあいだ行われた「さいわい」の説明会に関しても、やはりお互いが理解し合って取り組んでいるような状況ではないわけですね。そういう部分で、やはりデリケートな部分なので、そこはいろいろと配慮はしていただきたいというところが強くあります。でも、その事業名のところで「市立保育園の民営化の促進」という事業名が載ること自体が、本当に市民というか利用者の皆さんとの溝を埋めることができるのかな。ここに書かなくても、この「保育園定員の適正化」の中に、その文章の中に「民営化実施計画による」と書かれているわけですから、わざわざここで事業名を出すのはどうなのかな。そういう部分を感じているので、網掛けの部分がそのまま引き継がれるというところでは、やはりこの間取り組んできたいろいろなことも踏まえながら、どのように表現したらいいのかとか、そういう部分の配慮が必要ではないかと強く思いました。

・事務局

ちょっと私の理解が違ったらもう一度ご質問をいただきたいのですが、前回お示した東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）についてということで、こちらの資料については現在後期のほうで掲げています事業を全て列挙し、それについて子ども・子育て支援事業計画に引き継がれるかどうかというところを整理したものであります。そういった中で当然「市立保育園の民営化推進」が、次世代育成支援行動計画の1つの事業として起こされていまして、これについては子ども・子育て支援事業計画でいきますと、先ほど言ったとおり手段の1つになりますから、特定教育・保育施設の確保方策をお示しする中の1つとして引き継がれているという中の整理をしたところでありまして。

・会長

よろしいですか。

・委員

説明を受けると、「なるほどな、そうですか」となりますが、これが載った場合のことを本当に考えていただきたいな。このとおりに進めていくのでしょうけれども、そういった部分の配慮は十分にしていきたいということがあります。

・事務局

今おっしゃられていることは事務局が説明したとおりのことですね。いわゆる項目をそのままここに載せてご提示をただけなので、〇〇委員がおっしゃっている意味もわかりますけど、あくまでもこれは事実をそのまま提示をただけなので、そのようにご理解いただければと思います。

・会長

それでは時間も迫ってきましたので、保育料問題も議題として残っていますね。事業計画については、パブリックコメントも12月1日から掛かりますしね、またそれを受けた議論は当然出てくると思いますので、今回はこれで一応事業計画案についての検討を終了させていただきたい。

#### 4. 保育料について

・会長

最後の次第4の議題に移りますので、ご説明をお願いします。

・事務局

保育料についてということで資料83を使用して説明をさせていただきます。まず1ページおめくりいただいて2ページです。1で、今回この「利用者負担（保育料）の検討事項について」ということで資料をお示しさせていただいたのは、前回の会議で

市長より会長宛にご諮問させていただき、新制度実施に伴う保育料についてということで諮問させていただいたので、どういう内容が国の基準として示され、そしてこの会議でどういう内容を具体的に検討していただくのかということをお示しさせていただいたところでございます。

2ページの「1. 新制度実施に伴う、利用者負担（保育料）の算定における国の基準」ですが、こちらに「●」で3つございます。まず1つ目、こちら、国の基準でございますが、「新制度における利用者負担（保育料）については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担（保育料）の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。」という基本がございます。もう1つの●ですが、「国が定める水準は、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、次の要素を基にして設定された。」とございます。①としまして、教育標準時間認定（1号認定）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮し5階層として組み込んだ表が国から提示されております。括弧書きですが、現行は幼稚園・認定こども園が、それぞれの教育に要する経費などを基に保育料を決めまして、そしてそのうえで、また国として保護者の所得を基に5階層に分けたうえで、保護者に補助として、就園奨励費として補助しているというものでございます。今回の新制度の実施に伴う国の基準は、このあとから補助される国の補助、就園奨励費を既に組み込んだ形での所得階層別の表となっております。②ですが、保育認定（2号・3号認定）を受ける子どもにつきましては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮し8階層で国から基準が示されております。なお、括弧書きですが、現行は東久留米市児童保育運営費徴収条例に基づきまして、保育料を22階層として決定しているところでございます。3つ目の●ですが、国が定める水準につきましては、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としているところでございます。1号、2号、3号、3種類の保育料が国から示されたところです。

次に2の「新制度実施に伴う、東久留米市における利用者負担（保育料）の検討事項」でございます。1つ目の●、「基本的な方向性（案）」です。①「国は新制度実施に伴い、利用者負担（保育料）の上限額は、概ね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度として設定している。」です。先ほどご説明させていただいたところでございます。②としまして、「新制度実施へ向けて、円滑な制度移行に努めるとともに、制度変更時の保護者の利用者負担（保育料）の変化を大きくしないという観点から、新規である1号認定の利用者負担（保育料）は国基準を基本に、2・3号認定については、現行の東久留米市児童保育運営費徴収条例に規定する保育料を基本に改正部分を反映し設定していく。」という基本的な方向性の案を今回示させていただきました。

次の3ページに移りまして、「具体的な検討事項」です。この会議でどのような点を具体的に検討していくのかというところでございます。上の表が1号認定の部分でございます。①と②の2行がございます。①は「階層区分数」、こちらは今回1号認定につきましては新規の基準表を設定する必要がございます。例としましては国基準どおり5階層ということで示させていただいております。なお、備考としまして「新制度に

移行しない幼稚園の就園奨励費（国制度）は継続する。」といわれているところです。②としまして「保育料設定」です。これは①とかなり密接に関係してきますが、こちらにも新規で基準表を設定する必要があるものであります。こちらは後ほどご説明させていただきますが、4ページのところで国の基準が示されているものでございます。3ページに戻りまして、例として国基準どおりということでございます。なお、備考に示させていただきましたが、「国基準は現行の私立幼稚園の全国平均等をベースに就園奨励費を考慮して設定」されているものです。

そのひとつ下の表でございます。2号・3号認定です。こちらにつきましては①から④まで4つに区分させていただきました。「階層区分数」が①です。「現行の東久留米市の基準表を国基準と対比し検討する」というものでございます。例としまして国基準は8階層です。例としまして、現行の市基準表の区分は22階層でございます。これを移行するという、先ほどの基本的な方向性の案を基に記載させていただいたものです。備考としまして、「現行、所得階層の判定は保護者の所得税に基づき行っていた。国基準の改正では、市民税所得割により判定する」ように示されたところでございます。②としまして「保育料設定」がでございます。こちらにも現行の東久留米市の基準表を検討していただくものでございます。例としまして現行の基準表の移行などを示させていただいております。③は今回新制度におきましては、標準時間と短時間の保育の区分が設定されたところです。2号認定・3号認定ごとに標準時間と短時間の保育の区分について検討していくとしております。例としましては国基準どおり。備考としましては「国基準では2号・3号認定共に、短時間保育の利用者負担額は、標準時間の98.3%とされている」ところでございます。これらについても検討事項とさせていただきます。また④「施設種別」がでございます。「施設、事業の種類を問わず、同一の水準とするか検討する」とございます。例としまして国基準どおりとさせていただいていますが、国基準では1号認定、2号認定、3号認定の3種類として示されておりまして、特段、施設・事業者の種類ごとの提示はございません。

3ページの下段、「その他の事項」でございます。①としましては、利用者負担（保育料）の条例の書きぶり等は事務局にて検討しているところです。②の多子軽減につきましては、国基準と同内容で規定すると考えております。括弧書きですが、2号認定、3号認定については特殊なケースがありますということで、こちらは後ほど事務局から資料80についてご説明をさせていただきます。

1ページおめくりいただいて、4ページ、5ページ、6ページにつきましては前回の資料でお示しさせていただいたものと同じものでございます。4ページが、国が提示した1号認定の利用者負担のイメージの月額です。5ページが、保育認定を受けた、2号認定の方の利用者負担のイメージの月額です。6ページが同じく3号認定の月額のイメージ、国の基準表でございます。そして、7ページにつきましては、こちらにも国の資料で、「低所得世帯等の減免規定の取り扱い」とございます。こちらの現行と中段にございます「教育標準時間認定」という1号認定の表のところは新規で国から示されたものです。中段以降、「保育認定」のところは現在も国から示されているものがございますが、こちらが改めて新制度において示された基準でございます。8ページにつきましても、前回この会議でお示しさせていただきました「現行の国基準保育料

と市保育料について」の表と同じものでございます。

続きまして、資料 80 について事務局からご説明をさせていただきます。

・事務局

資料 80 です。前回の会議のときに〇〇委員から多子軽減が市の保育料でどういう取扱いになっているのかというご質問をいただきまして、本日資料として取りまとめたものでお示ししているところです。表を見ていただくとわかるとおり、原則は第 1 子が全額、第 2 子が半額、第 3 子が無料という形に市の保育料もなっています。ただし、特殊なケースが D13 階層以降いくつかございます。まず、D13 階層の欄をご覧ください、特殊なケースということで 3 歳以上の子どもが第 1 子・第 2 子、3 歳未満の子どもが第 3 子と仮定した場合ですが、その場合、第 1 子のお子さんは保育料が 24,100 円、第 2 子が 12,050 円、第 3 子を無料にしてしまいますと、3 歳未満を 1 人しかお預けしていない方がいらっしゃると D13 階層で 41,400 円になります。一方、第 1 子も第 2 子も 3 歳以上の場合は 36,150 円です。ですので、3 歳未満を 1 人預けている家庭のほうが、3 歳以上を 2 人、3 歳未満を 1 人預けている方よりも保育料が高くなってしまいう現象が生じますので、ここについては 3 歳未満を 1 人の保育料である 41,400 円までは負担していただきましょうということで、第 3 子についてはその差額分である 5,250 円の負担をお願いしているところでもあります。D14 階層以降も特殊なケースというのは、その逆転現象というんですかね、お 1 人預ける方のほうが保育料が高くなってしまいうパターンがあるので、そこについては第 3 子についてはその差額分を保育料として設定しましょうという形での取扱いを本市としてはしているところです。以上が、この資料 80 の説明になります。

・事務局

最後になりますが、こちらの資料につきまして、ただいま事務局のほうで保育料のシミュレーション等を行なっているところでございます。先ほどの資料 83 の 2 ページの下段のところでございます、「基本的な方向性（案）」に基づいた案を次回の会議までには委員の方に表という形でお示しできるかなと考えているところです。

・会長

よろしいですか。今ご説明をもらったのは、国の基準に基づく現在の基本的なところはこれでいきたい、あとは例外的な、例えば所得税から市民税所得割になった、そういう具体的なことになってくるといろいろな議論が出てくると思いますので、今日はこの基本的な国の制度に則った市としての対応ということで、分けて考えていただければよろしいかと思います。国の基準に基づいた市の考え方について質問はございますか。

・委員

先ほど来お話ししているように、逆転があったということに対してはどのようなお考えなのでしょうか。同じ2号認定のお子さん、長時間預かるお子さんと幼稚園部分の短時間のお子さんの保育料が、4時間の子が8時間の子よりも高い設定になるということについては何かお考えがあるのでしょうか。

・事務局

ただいまのところでございますが、先ほどの資料83の2ページ、「基本的な方向性」のところでございますが、②のところ「新制度実施へ向けて、円滑な制度移行に努めると共に、制度変更時の保護者の利用者負担（保育料）の変化を大きくしない」という観点もございまして、まずは1号認定については国基準をベースで新規でまずは進めていきたいと考えているところです。また、2号認定、3号認定につきましては、今の保育所の保育料の表がございまして、こちらの現行のところをシミュレーションしながら、あまり変化を大きくしないという観点から移行するというような基本的な方向性の案を考えて、今回お示しさせていただいたところです。

・会長

はい、よろしいですか。

・委員

これからということですよ。

・事務局

今、事務局のほうからお話しした方向で考えているのですが、一方で先生もご存じのとおり、まず1号認定については、今回国のほうが示してきた国基準の保育料がイメージになるのかな。一方で2号・3号の保育料については、これまでも国基準保育料が示され、その50%チョイ程度ぐらいを保護者の方々に負担していただいたという経緯があります。そういう中で、今回新制度と同時に、たぶんというか、都内では逆転現象が発生するという課題が出てきたのも事実です。そこは確かに私どもとしても課題としては認識しています。ただ、大前提としてやはり保育料の設定自体が、当然これは国の予算が確定して初めて市として条例で効力を発するものなので、ここで政治的にもいろいろな動きがあり、マスコミ報道によれば国の予算は年度内の確定を目指して検討していきますよという話もある中で、保育料自体が条例として、うちとしてもお示しできていないところも踏まえますと、やはり現行から大幅に変えるということはなかなか難しいのではないかと、スタートにあたっては。前々からお話ししていますとおり、新制度におけます適正な利用者負担の在り方というのは、まずは新制度前に決めなければいけないこと、また条例等で定めなければいけないことを決めた後にまたご検討いただこうかな。その中の1つとして、2号と1号の保育料の逆転現象が発生してしまう所得階層があるということも事実として、課題として事務局としては認識しているところであります。



・会長

よろしいですか。

・委員

今後の課題で対応していただかないと、認定こども園は大変なところを担うのですから。

・委員

今回の制度の中での特徴の1つだと思うのですが、保育標準時間と保育短時間で保育料が違うところで、このあいだもお聞きしたと思うのですが、短時間の方が例えば言い方があれですが、遅刻したとか遅れた場合は、その短時間の時間から延長保育利用料という形になるのか。そこら辺、国のほうとかどういうふうに考えているのかというところと、あとは、利用料としてはこういう感じでやっていますよというイメージはわかったのですが、単純な話、例えば50名定員の保育園があったとして、片方は保育標準時間が多い、でも片方は短時間の人が多い。そうなったとしても、そこに働く施設の職員の方の処遇とか労働条件に響くことはないのか。偏りによって経営が困難になるかとか、そういうことはないのか。その辺をお聞きしたいです。

・事務局

1 点目の保育短時間の延長保育の考え方ですが、現在国のほうで示されている制度設計から鑑みれば、まず保育園は原則的な保育時間、開所時間8時間の部分を各保育園が今決められることになっています。そこを超える部分については保育短時間延長保育での対応ということが示されているところです。したがって、ある保育園が原則的な保育時間を9時から5時まで設定したとして、例えばたまたま保育短時間の方が10時に来て、そこから8時間受けられるかといえ、そうではなく、あくまでも10時に来られて6時までの保育がその日は必要だったというところの5時から6時までの1時間の部分は延長保育対応という形の制度設計になっております。

2点目の保育短時間が多い施設、標準時間が多い施設、これを経営上というのですかね、例えば経営的に苦しくなってしまうことがないのかというご質問ですが、当然その辺を鑑みて、国のほうは保育短時間でありませうとか、保育標準時間の子どもたち1人あたりの単価、年齢ごとに分かれていますけども設定していると私どもとしては理解しておりますので、そういった偏りにあっても問題はないのではないかと思っているところです。

・委員

この8ページの表、現行の市の保育料、国の基準から東久留米市がずっと設定している保育料の基準表の中に、今の短時間が反映されていないので、今後それは8時間のお子さんの3歳児以上それから3歳未満児、それぞれ設定されるということになるのですか。

・事務局

今、〇〇委員、お見込みのとおりでありまして、現行は当然標準時間、短時間という考え方がないので保育料自体は設定はしていないのですが、例えばですけど、右側の表のB2階層で3歳未満児が「1,500円」となっていますけれども、ここについては保育標準時間が現行と同じ額にすれば1,500円、保育短時間は国の今示している案からすれば、これの98.3%という形の保育料の設定の表を今回ご検討いただくという話になります。

5 その他

・会長

最後の「その他」ですが、ご説明願います。

・事務局

では、恐縮です。最後の「その他」のところで、まず、先ほどの事業計画の素案のところでございますが、予定どおり12月1日から、事務局のほうで今回の会議でいただいた意見で反映しますということでお話しさせていただいたところ等を修正して、委員の方にお送りし、また、そのうえでパブリックコメントとして12月1日から付していきたいと考えております。

続きまして、次回の会議の日程のところでございますが、前回の会議でお話しさせていただいたとおり、12月16日か12月19日のどちらかということとさせていただきます。日程等につきましては後日、事務局のほうからご連絡をさせていただきます。なお、9月の会議でお示しさせていただきましたが、来年の1月につきましては1月中旬ということと予定のスケジュールを組ませていただいておりますので、次回の会議で具体的な日程をお示しできればと考えております。

・会長

まだ、次回の日程等についてはご説明がありましたけど、よろしいですか。このあいだも16日と19日というふうに提示されておりますので、これから事務局と私なり副会長と相談しながら最終的に、皆さんの数の多いことも含めて決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

6 閉会

・会長

それでは、遅くまで真剣な議論ありがとうございました。また、12月は年末を控えて忙しい中ですが、ぜひご出席いただいて、また活発な議論をしていただければよろしいかと思っております。今は寒いですので、私も風邪気味ですが、お体に気をつけていただければよろしいかと思っております。以上で閉会とさせていただきます。

以上